

あやべ温泉等E S C O事業
提案募集要領

令和8年7月
綾部市

1. 趣 旨

綾部市（以下、「市」という。）は、「あやべ温泉」、「二王公園」の照明ＬＥＤ化および空調設備改修を効率的・効果的に実施し、施設の省エネルギー化を図ることを目的に ESCO（Energy Service Company）事業を活用した提案を公募する。

本募集では、民間事業者（以下、「事業者」という。）から、設計、施工、管理、事業資金計画、運転管理方針及び維持管理等に関する一括提案（以下、「提案」という。）を受けるために公募を行い、市にとって最も優れていると考えられる提案を選定し、最も優れている提案を行った事業者（以下、「優先交渉権者」という。）は、市と契約締結に向けた詳細協議を行い、合意に至った場合のみ契約締結し本事業を実施する。

2. 目 的

- （１）環境負荷の低減及びエネルギーマネジメントの推進
- （２）光熱水費及び維持管理費の効果的な削減
- （３）老朽化した設備更新による長寿命化対策

3. 事業名称及び内容等

事業名称

あやべ温泉等 ESCO 事業

契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（事業者が提案する事業に要する初期費用分の資金を市が負担する。）

事業内容

事業者は、市と締結する契約に基づき、対象施設において省エネルギー率と CO2 削減率をなるべく高く実現させる包括的エネルギーサービス（以下、「ESCO サービス」という。）を提供し、市は ESCO サービスに対する報酬（以下、「ESCO サービス料」という。）を支払う。

（１）提供するサービス

事業者は、市と結ぶ契約に基づき、契約期間内において、自らが行った提案を基に設計・施工・監理した省エネルギー改修設備等（以下、「ESCO 設備」という。）を導入し、設備の運転管理の助言、維持管理、光熱水費削減額やエネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー効果を把握するための計測・検証等を含む ESCO サービスを提供する。

（２）運転管理及び維持管理

事業者は、契約期間内において、自らの責任で ESCO 設備の運転管理等及び省エネルギー保証のために必要な維持管理（定期点検等）の計画を示し、市の承諾の下に維持管理を行うものとする。併せて、ESCO 設備及び市の既存設備等に関する運転

指針を示し、事業者及び市は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行う。

(3) 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証するものとする。

(4) ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 設備に係る設計・工事の完了検査後、市に ESCO 設備の引き渡しを行う。

(5) ESCO サービス料（いずれも消費税を含む。）

ア 改修工事等サービス料限度額 138,360,000 円

※詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等に係る実質の限度額。

イ 維持管理等サービス料限度額 3,217,500 円（3年総額）

※ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱水費削減保証に係る費用を含む。

(6) ESCO サービスの契約期間は、改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(7) 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は次のとおりとする。

ア 照明設備の LED 化

イ 空調設備を高効率空調に更新

(8) 任意改修設備

必ず更新改修等を要する設備ではないが、その他既存設備の更新改修等についても同様に評価を行う。

※上記設備機器の更新に係る配線、動力設備、幹線設備、受変電設備等において改修が必要な場合はそれを含む。また、改修による不要機器・配管等の撤去、補修及び建築附帯・仮設工事等を行うこと。

(9) 対象施設

ア 施設名：あやべ温泉

場 所：綾部市睦寄町在ノ向10

イ 施設名：二王公園

場 所：綾部市睦寄町和上50

(10) 業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

ア 省エネルギーに関する詳細診断、設計、工事、工事監理及びその他関連業務

- イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその他関連業務
- ウ 改修工事等サービスの完了検査後の市への ESCO 設備の引き渡し業務
- エ 契約期間内における ESCO 設備の運転及び維持管理業務
- オ 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針作成及び助言業務
- カ 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- キ 契約期間内におけるエネルギー削減量の保証業務

(11) 事業スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ア 優先交渉権者の決定 | 令和8年10月上旬（予定） |
| イ 契約の締結 | 令和8年11月下旬（予定） |
| ウ 改修工事等サービス期間 | 契約締結日～令和9年3月31日 |
| エ 維持管理等サービス期間 | 令和9年4月1日～令和12年3月31日 |

4. 応募条件

応募者

- (1) 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- (2) グループで応募する場合は、次の「応募者の役割」で示す事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- (3) グループでの参加表明時は、構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (4) 応募者は、提案に係る諸手続（応募を含む。）及び契約に係る諸手続を行うこと。

応募者の役割

- (1) 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担すること。
 - ア 事業役割 市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
 - イ 設計役割 設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
 - ウ 建設役割 建設に関する業務を全て実施する。
 - エ その他役割 上記ア～ウ以外の運転、維持管理、計測・検証、運用改善等に関する業務を実施する。
- (2) 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負うものとする。
- (3) 下請け業者や協力事業者等の選定の際は、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

- (1) 応募者は、「11. 参加表明提出書類・作成要領」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- (2) 応募者は各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。
- (3) 応募者は、ESCO 設備改修後のエネルギー削減量及び光熱水費削減額を計測・検証することができる者であること。
- (4) 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績（提案のみを除く。）があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う応募者が複数ある場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。
- (5) 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士（建設、電気・電子、機械、又は衛生工学）若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法（昭和25年法律第202号）第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。
- (6) 建設役割を担う応募者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。なお、建設役割を担う応募者は、工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- (3) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けている者
- (4) 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (7) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- (10) 国税及び市税を滞納していない者
- (11) 不正な手段を用いて本 ESCO 事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- (12) 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

応募に関する留意事項

- (1) 費用負担
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。市は本公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、契約を締結した時点で著作権は市に帰属する。
- (3) 特許権等
ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- (4) 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、市が変更を認めたときはこの限りではない。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESC0 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESC0 提案書を無効とする。

(10) 市内事業者の活用

本事業の実施に当たっては、市内事業者及び既存のメンテナンス業者を最大限に活用し、メンテナンスは原則として現行の水準を下回らないようにすること。

5. 事業者選定の流れ

参加資格要件の審査及び提案要請

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たしている場合は提案書の提出を文書で要請する。

最優秀及び優秀提案者の選定

あやべ温泉等 ESC0 事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

詳細協議

最優秀提案者は ESC0 契約に向けての優先交渉権者となり、契約を締結するまでの諸条件（詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成を含む）について、市と詳細協議を進めるものとする。なお、本協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

事業者の選定

市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合に事業者と契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者と定め同様の詳細協議を行う。

6. スケジュール

本公募等に係るスケジュールは次のとおり。なお、変更があった場合は市ホームページに掲載する。

日 程	内 容
令和8年7月27日	公募開始（市ホームページ及び公告）
令和8年7月27日から8月3日	募集要項に関する質疑受付
令和8年8月10日	募集要項に関する質疑質問回答(予定)
令和8年8月18日	参加申請受付期限
令和8年8月20日	参加資格審査通知及び提案要請書の送付
令和8年8月24日から25日	現場ウォークスルー調査
令和8年8月27日まで	現場ウォークスルー調査に係る質問受付
令和8年9月4日	現場ウォークスルー調査に係る質問回答(予定)
令和8年9月4日から14日	ESCO事業提案書類受付
令和8年9月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング（オンラインで実施）(予定)
令和8年10月上旬	最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知(予定)
令和8年10月上旬	選定結果等の公表(予定)
令和8年10月下旬～11月下旬	契約締結に向けた詳細協議及び契約
契約締結日から令和9年3月31日まで	設計・工事期間（試運転等含む）
令和9年4月1日から	維持管理期間開始
令和12年3月31日	維持管理期間終了

ESCO 提案募集の手続き

(1) 募集要領の公表

募集要領は、令和8年7月27日(月)から市ホームページで公表する。

(2) 募集要領に関する質問

本要領に関する質問は、次により行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。

電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和8年7月27日（月）から8月3日（月）正午必着

ウ 回答

令和8年8月10日（月）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和8年7月27日（月）から8月18日（火）正午必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「11. 参加表明提出書類・作成要領」を参照

(4) 参加資格審査通知及び提案要請書の送付

参加資格審査の結果は、令和8年8月20日（木）に市から応募者（代表者）にメール等により通知する。また、資格が確認できた場合は提案要請書を送付する。

(5) 現場ウォークスルー調査

市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施する。詳細は提案要請書等と併せて通知する。

ア 日時

令和8年8月24日（月）から25日（火）

詳細な日時は、市及び応募者と協議の上で決定する。

イ 場所

あやべ温泉（綾部市睦寄町在ノ向10）、二王公園（綾部市睦寄町和上50）、綾部市役所（綾部市若竹町8番地の1）

ウ 内容

現地調査及び資料閲覧（ただし、25日は資料閲覧のみ）

(6) 現場ウォークスルー調査に関する質問

現場ウォークスルー調査に関する質問は次により行うこと。

ア 質問の方法

質問書（様式第1号）に必要事項を記載の上、事務局にメールで提出すること。電話や口頭による質問は受け付けない。なお、受信確認は必ず行うこと。

イ 受付期間

令和8年8月24日（火）から8月27日（木）午後5時必着

ウ 回答

令和8年9月4日（金）

質問者にメールにて回答を行う。なお、回答は本募集要領と一体のものとして

同等の効力を持つものとする。

(7) ESC0 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、現場ウォークスルー調査参加後、調査結果及び市が提供する「14. 配布・閲覧資料」に示す資料等を基に「12. ESC0 提案書類・作成要領」に従い、ESC0 提案書類を作成し持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

ア 受付期間

令和8年9月4日（金）から14日（月）午後5時必着

イ 提出場所

「16. 事務局（問い合わせ先）」を参照

ウ 提出書類

「12. ESC0 提案書類・作成要領」を参照

(8) 提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、9月14日（月）午後5時までに提案辞退届（様式第7号）を事務局に持参又は郵送で提出すること。

(9) プレゼンテーション及びヒアリングの開催

令和8年9月下旬に予定。

ESC0 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、選定委員会において、事業提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も点数の高かった者を選定する。また、提案者が1者の場合においても、選定委員会を開催する。審査基準については、別紙「保健福祉センターESC0 事業 ESC0 提案審査評価項目（点数判別方式）」（以下「評価項目」という。）を参照のこと。

7. 審査及び通知等

審査及び通知

選定委員会は総合的に ESC0 提案書の審査を行う。

(1) 応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

(2) 最優秀提案者を ESC0 契約に向けての最優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、メール等で通知する。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、市ホームページで公表する。

失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記述があった場合
- (3) 価格提案が ESCO サービス料の上限を超える場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 本募集要領の条件に違反すると認められた場合

8. 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成すること。

提示条件

- (1) 省エネルギー率
施設全体の省エネルギー率が 15 %以上になるような提案を心がけること。
- (2) 提案に関する事項
必ず更新改修等を要する設備は「3 (7) 指定改修設備」のとおりとする。

改修工事に関する共通条件

- (1) 工事事務所は、敷地内に設置することを可能とし、材料置場、駐車場は、敷地内や既存建築物内の一部を使用可能とするが、不足する場合は事業者において確保すること。
- (2) 改修工事は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施すること。原則として、室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。工事中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。その他、日常の使用や業務に支障が生じないように十分配慮すること。
- (3) 施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のものにこだわらないが、体裁には配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。
- (4) 事業者が設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。
- (5) 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無の再確認及び含有率分析の上で別途市と協議を行うこと。
- (6) 市は、事業場所において受電設備の運転管理及び保守点検を行う契約を業務受注者と締結している。事業者は ESCO 契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。
- (7) 改修した機器、器具の省エネルギー効果の計測・検証方法を示した上で確実に検証結果を示すこと。なお、照明器具における計測・検証方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書) や (財) 省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省

のマニュアル等で示されている手法（「計測・検証方法の設定（官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル）」を基に適切な手法を採用すること。

事業の遂行

- （１）令和 9 年 3 月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和 9 年 4 月 1 日から ESCO サービスを提供すること。
- （２）「3（10）業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

設計・施工に関する事項

「14. 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとする。

ベースライン及び削減保証額の設定

- （１）ベースラインの設定
 - ア 応募者は、市から提供される令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の 3 年間のエネルギー使用量及び光熱水費単価（以下「ベースライン」という。）を改修計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定すること。
 - イ 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用状況、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、市と合意する必要がある。
- （２）光熱水費削減額、削減予定額並びに削減保証額の設定
 - ア 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。なお、計算に用いる光熱水費単価は、ベースラインを参考にする。ただし、エネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単価とする。光熱水費単価は全て税込みとし、算定根拠を明示すること。
 - イ 応募者は、光熱水費削減予定額の範囲以内で、最低限保証する「光熱水費削減保証額」を示すこと。また、光熱水費削減保証額は「光熱水費削減予定額」の 70%以上とすること。

ESCO サービス料の支払い等

- （１）ESCO サービス料の上限

「3（5）ESCO サービス料」のとおりとする。
- （２）ESCO サービス料の内訳

ESCO サービス料は以下に示す費用の合計とする。

 - ア 改修工事等サービス料

- a 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る費用
- b ESCO 設備に係る工事等の設計費用
- c ESCO 設備に係る工事等費用
- d ESCO 設備に係る工事等の工事監理費用
- e 計測・検証用計測機器設置費用
- f その他

イ 維持管理等サービス料

- a ESCO 設備に係る維持管理（定期点検等）費用
- b 計測・検証に係る費用
- c ESCO 設備の運転管理の助言に係る費用
- d その他

(3) ESCO サービス料支払期間

改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

(4) 支払方法

- ア 改修工事等サービス料は、ESCO 設備の引渡しを受けた後、支払うものとする。
- イ 維持管理等サービス料は、ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、市と優先交渉権者との協議によるものとする。
- ウ 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに市に請求書を送付すること。
- エ 市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。
- オ 「実現した光熱水費削減額」が「光熱水費削減保証額」を下回る場合の当該年度分の維持管理等サービス料は、「光熱水費削減保証額－実現した光熱水費削減額」を維持管理等サービス料から減じた額とする。
- カ 支払いは、市の通常の方法によるものとする。
- キ ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

- (1) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受け、当該申出を市が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。
- (2) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこと。なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、市との協議により承諾を受けなければならない。
- (3) ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

運転及び維持管理に関する事項

(1) 運転管理方針の提示について

- ア 事業者は、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成すること。
- イ 市及び事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、市職員又は業務受注者が運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づいて、市職員又は業務受注者が適切な運転管理を行えるよう、事業者が運転管理指針の教育を実施するものとする。
- ウ 事業者は、既存設備に関する運転状況を市の了解のもと、必要に応じて調整し、市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(2) ESCO 設備の維持管理について

- ア 事業者は、維持管理計画に基づき ESCO 設備に必要な維持管理を自らの負担で行うものとする。事業者は、維持管理等サービス開始までの間についても、施設運営に支障のないよう維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。
- イ 事業者は、ESCO 期間の終了時に ESCO 設備の維持管理要領書を作成し、市の設備管理業務受注者に研修を行い、適切に引継ぎを行うものとする。

計測・検証に関する事項

- (1) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱水費削減額及び光熱水費削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を市に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。
- (2) 事業者は、計測・検証結果を毎年度市に報告し、市はそれを確認する。
- (3) 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、市は第三者に依頼して計測検証を行うことができるものとする。この結果が事業者によるものと著しく乖離する場合、その費用は事業者が負担するものとする。

包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議終了後、契約締結時までに「8. 提示条件」に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書（最終提案書）を作成すること。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。

その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9. 事業の実施に関する事項

誠実な業務遂行義務

- (1) 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要領、配付資料及びに ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

ESCO 契約期間中の事業者と市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

市と事業者との責任分担

(1) 基本的な考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

- ア ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市はそれまでに要した費用を請求できるものとする。
- イ ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に故意又は重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO 提案の提言が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		○

	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		消費税以外の税に関するもの		○
	保険	設計・改修・維持管理における履行保証保険		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもの)	○	○
計画・設計段階	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募等コスト	応募等コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○
	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償責務		○
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (工事費に対して影響のあるもの)	○	○
	用地の確保	設置場所の確保	○	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引渡の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡の遅延		○
	工事費増大	市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む。)		○
	一時的損害	引渡前に改修目的物等に関して生じた損害		○
		引渡前に改修に起因して施設に生じた損害		○

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
支払関係	支払遅延・不能	市の責による、支払の遅延・不能	○	
	支払遅延・不能	計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
	計画変更	省エネルギー保証行為の不履行		○

係		用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
維持管理関連	計画変更 立入許可	事業者が必要と考える計画変更		○
		合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○
	ESC0 設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する ESC0 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESC0 設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は ESC0 設備に起因する市の施設・設備の損傷		○
		上記以外の事故・火災による市施設の損傷	○	
	瑕疵担保	ESC0 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による市の施設の損傷	○	
		火災・天災などの不可抗力による ESC0 設備の損傷	○	
設備の不良	ESC0 設備が所定の性能を達成しない場合		○	
計測・検証	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

10. 契約に関する事項

契約締結時期

令和8年11月下旬（予定）

契約の概要

本契約は、募集要領、包括的エネルギー管理計画書に基づき、市と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改

修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。また、市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

1 1. 参加表明提出書類・作成要領

参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副2部（副はコピー可）提出すること。

- (1) 参加表明書（様式第2号）
- (2) グループ構成表（様式第3号）
- (3) 履行保証書（様式第4号）
- (4) 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- (5) 会社概要（A4判1部、様式第5号の1から第5号の3）
- (6) 特定建設業の許可証明書（写し可）又は、許可通知書（写し）
- (7) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）
- (8) 各資格者免許証の写し
- (9) 管理技術者免許証の写し

※(1) から(5) 及び(7) は構成員全て、(6) 及び(9) は建設役割、(8) は該当者が提出すること。

※グループで参加の場合、(1) 以外の提出書類が受付期限までに提出困難の場合は、市との協議により承諾を受けた場合はこの限りではない。

作成要領

- (1) 参加表明書（様式第2号）
グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。
- (2) グループ構成表（様式第3号）
応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。
- (3) 履行保証書（様式第4号）
事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。
- (4) 財務諸表
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものを全ての構成員が提出すること。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決

算分も提出すること。なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

(5) 会社概要

A 4 版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを全ての構成員が提出すること。（書式自由）

設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数

(6) 企業状況表（様式第 5 号の 1）

(7) 有資格技術職員内訳表（様式第 5 号の 2）

(8) 各役割の責任者業務実績表（様式第 5 号の 3）

(9) 特定建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第 3 条 1 項に規定する「特定建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）を提出すること。ただし、担当業務内容により、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。

(10) ESCO 関連事業実績一覧表（様式第 6 号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

事業件名：契約書上の正確な名称を記述すること。

発注者：発注者名を記入すること。

受注形態：単独又はグループの別を記入すること。

契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位：千円）

契約年月日：契約締結日を記入すること。

契約期間：契約開始及び終期を記入すること。

施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。

主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。実績一覧表に記載された契約を証明できるもの（写し又は契約の判断ができる書類）を添付すること。

(11) 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表 1 名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(12) 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(13) その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関連会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

1 2. ESCO 提案書類・作成要領

ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類を A 4 縦長ファイルに綴じたものを 11 部提出すること。

- (1) 提案書提出届 (様式第 8 号)
- (2) 提案書 (様式第 8 号から第 13 号)
- (3) 主要機器等の設置計画図 (様式第 14 号)

作成要領

(1) 一般的事項

- ア 企画提案書の様式は原則として A 4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは、MS 明朝 10.5 ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A 4 版横、A 3 版横で使用する。A 3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
- イ 企画提案書のページ下部にページ番号を振ること。
- ウ 使用言語は日本語とすること。ただし、専門用語を除く。
- エ 記述内容については、明瞭かつ具体的な記述とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記述を心がけること。
- オ エネルギーに関する換算値
- エネルギーに関する計算においては、下記の換算値で行うものとする。

種 別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気	9.76MJ/kWh ※1	0.420kg・CO ₂ /kWh ※2

※1：「エネルギーの使用等の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2：関西電力（株）の 2022 年度実績（調整後排出係数）

(2) 提案総括表

- ア 提案概要 (様式第 10 号の 1)
- 提案する ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容について A 4 版 2 枚以内で記述すること。
- イ 改修提案項目一覧 (様式第 10 号の 2)
- 省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、光熱水費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記述すること。ただし、ここで示す光熱水費削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとする。
- ウ 事業内容提案書 (様式第 10 号の 3)
- 光熱水費年間削減予定額、光熱水費年間削減保証額、年間 ESCO サービス料等について記述すること。

(3) 技術提案書

- ア 省エネルギー改修項目等説明書 (様式第 11 号の 1)

省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的数値的根拠等について簡潔に記述すること。

- イ 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書（様式第11号の2）
工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。
- ウ ESCO設備と既存設備の関係（様式第11号の3）
導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。
- エ 市内企業等の参画（様式第11号の4）
下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

（4）事業資金計画書

- ア 事業収支計画書（様式第12号の1）
ESCO サービス期間における事業全体の収支計画を作成すること。用紙はA4版横書きとする。別途内訳がある場合は添付のこと。
- イ 資金計画表（様式第12号の2）
事業費の調達に関する考え方について、自己資本と外部借入金の金額、外部借入金の金額、外部借入等がある場合にはその内訳、借入条件等を記入すること。また、その他の資金調達手法として検討していることがある場合や本事業において資金調達を予定している企業の借入条件等を記入すること。
- ウ 改修工事等サービス料に関わる経費計画書（様式第12号の3）
ESCO 設備における改修工事等サービス料について記入の上、市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

（5）維持管理等提案書

- ア 維持管理計画書（様式第13号の1）
 - a 維持管理計画
ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せてA4版2枚以内で記述すること。
 - b 維持管理見積書
維持管理等サービス期間中に毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこ

と。年度ごとに経費が異なる場合は、平均金額を示すこと。

イ 計測・検証計画書（様式第13号の2）

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

b 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

c 計測・検証費見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

d その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば A4版2枚以内で記述すること。

（6）運転管理計画書（様式第13号の3）

ア 運転管理方針

ESCO 設備及び市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、市と事業者の役割について記述すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せて A4版1枚以内で記載すること。

イ 運営管理費見積書

毎年度要する運転管理費用と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

ウ ESCO 設備の信頼性に関する計画書（様式第13号の4）

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。

エ 主要機器等の設置計画図（様式第14号）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既設設備の取り合い計画等を示すこと。書式の仕様は自由とする。

オ 削減量算出根拠一覧

省エネルギー改修項目ごとの電気・上水道について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと。書式の仕様は自由とする。

カ 積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること。書式は自由とする。分類としては、全体及び工事別とする。また内訳としては、機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

(7) その他補足資料

提案書を補足説明する場合の書式は自由とする。また、提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については必要最小限のものに限り追加すること。

13. プレゼンテーション・ヒアリングに係る電子データ

作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成（マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること）すること。その際は、会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

電子データ提出方法

CD-ROM に収録の上、1 枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したもの（2 スライドを 1 ページにて表示）を 1 1 部提出すること。

受付期限

令和 8 年 9 月 4 日（金）～ 1 8 日（金）午後 5 時必着

注意事項

ESCO 提案の審査は、ESCO 提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌する。

14. 配布・閲覧資料

配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布される資料は次のとおりとする。

- (1) 令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の月別光熱水費及び使用量
- (2) 光熱水費単価
- (3) 機器リスト
- (4) 指定改修設備仕様書

閲覧資料

以下の資料は、現場ウォークスルー当日のみ閲覧可能とする。各自でデジタルカメラ等を用意し対応すること。市へのコピー依頼等は、一切受け付けない。なお、各種図面等について現状と相違する部分がある場合、現状を優先する。

(1) 閲覧資料

- ア 図面（主に建設当時のもの）
- イ メンテナンス記録

ウ その他関連資料

(2) 閲覧期間

令和8年8月24日（月）から25日（火）まで（現場ウォークスルー当日）

(3) 閲覧場所

あやべ温泉、綾部市観光交流課

15. 留意事項

- (1) 本事業に係る情報公開請求があった場合、綾部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) 事業者から幅広く公募するため、民間事業者の地域要件は定めていないが、応募者が市外の事業者の場合、下請け業者や協力事業者等の選定の際、市内事業者を優先して選定すること。選定していない場合は審査時の評価が低くなる可能性がある。

16. 事務局（問い合わせ先）

本 ESCO 提案公募に係る事務局は以下のとおりとする。

担当窓口：綾部市定住交流部観光交流課

住 所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町8-1

電 話：0773-42-4273

F A X：0773-42-4406

Eメール：kankokoryu@city.ayabe.lg.jp

詳細設計及び工事施工に関して提出する書類並びに注意事項

契約請負業者は、詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、主に以下の書類を参考として市に提出するものとする。なお、提出方法等の詳細については別途定める。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の各社の設計基準を明確にした上で、設計を行うこととし、市の担当者の承諾を受けなければならない。CD 案や VE 案について積極的な提案を行うこと。

1. 詳細設計

設計にあたっては、市と十分に協議し、主に次の成果品を提出する。なお、提出形態は背張製本 A 2、A 3 各 1 部及び CD-R（CAD データの保存形式は JWW 形式）1 部とする。

（1）図面

各図面について、現況を現場調査した上で、改修の前後が分かる図面を作成し、改修箇所を明示すること。また、改修工事に必要な仮設図も添付する。

ア 共通図面

表紙、図面リスト、工事区分表、位置図、配置図

イ 機械図面

仕様書、機器リスト、配管系統図、ダクト系統図、各階配管図、各階ダクト図、換気設備図、自動制御図、その他（必要な図面のみ）

ウ 電気図面

仕様書、配置図、受変電設備図（機器仕様図・単線結線図）、幹線設備図、電灯設備図（各階平面・器具姿図）、動力設備図（各階平面）、弱電設備図（各階平面図）

エ 建築図面

仕様書、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、展開図、建具表、その他
(必要な図面のみ)

- (2) 工事費積算書
- (3) 拾い出し図
- (4) 積算数量算出書(各工種拾い出し、代価表)
- (5) 積算数量調書(3社見積、問合先一覧、見積原稿、見積比較表、刊行物単価比較表)
- (6) 概略工程表
- (7) 各種技術資料・計算書
- (8) リサイクル計画書
- (9) 官公庁打合記録
- (10) その他必要な図面・書類

2. 工事施工時

- (1) 事業者は、建設業法に規定される監理技術者を設置し、施工監理を行うものとする。
- (2) 事業者は、各工事の「標準仕様書」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び「監理指針」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の仕様と同等程度の各社の施工基準、管理基準を明確にし、適正な施工を行うものとする。
- (3) 事業者は、定期的に施工状況の報告を行うものとする。
- (4) 事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。
- (5) 事業者は本業務の履行に際し、事業者の責に帰すべき事由により市または第三者に損害を与えた場合、市に直ちに報告して原状に復すること。なお、原状に復するための費用は事業者の負担とする。
- (6) 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うものとする。
- (7) 工事施工にあたっては、以下の書類を提出し市の確認を受けること。

(工事着工時)

- ・現場代理人・主任技術者(監理技術者)届、経歴書及び資格証明書
- ・産業廃棄物収集運搬・処分の契約書写し
- ・労災保険成立証明書
- ・施工計画書
- ・施工体制台帳写し及び施工体系図写し
- ・石綿の事前調査書類一式
- ・安定器のPCB含有の確認

(工事完成時)

- ・完成写真

- ・工程写真
 - ・試験結果報告書
 - ・産業廃棄物監理票（マニフェスト）
 - ・納品書、出荷証明書
 - ・質疑回答書
 - ・完成図面製本 黒表紙 A4 版（金文字）4 部
 - ※変更の行われた部分については設計図を訂正して完成図として提出すること。
 - ※納入設置した機器類の仕様書についても末尾に追加添付すること。
 - ・完成図の電子媒体
 - CD-R 1 部（JWW 形式 解像度 300dpi 程度）
 - ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、各種試験成績書 各種許認可書の写しなど）各書類ともファイル綴じすること。
- （８）その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを市に提出するものとする。